



2018年10月16日

各位

会社名	出光興産株式会社
代表者名	代表取締役社長 木藤 俊一 (コード：5019 東証第一部)
問合せ先	経理部 IR 室長 徳光 孝治
電話番号	03-3213-9307

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年12月18日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記の定款変更は、当社を株式交換完全親会社とし、昭和シェル石油株式会社（以下「昭和シェル」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を停止条件としております。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主総会及び取締役会の運営の柔軟性を確保するため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について変更するものであります（変更案第14条、第22条）。

(2) 当社及び昭和シェルは、本日付プレスリリース「株式交換契約の締結及び経営統合に関するお知らせ」で公表したとおり、2018年12月18日開催予定のそれぞれの臨時株主総会における承認を経て、2019年4月1日（予定）を効力発生日として、本株式交換による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施いたします。本経営統合の実施に伴い、取締役会における監督機能の強化及び機動的な経営体制の構築を図るため、既存の役付取締役に加えて、新たな役付取締役を定めることができるよう変更するものであります（変更案第21条第2項）。なお、本経営統合の詳細につきましては、本日付プレスリリース「株式交換契約の締結及び経営統合に関するお知らせ」をご参照下さい。

(3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができるよう取締役及び監査役の責任免除の規定を変更するものであります（変更案第27条第2項、第35条第2項）。なお、定款第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(表中下線は変更部分)

変更前	変更後
<p>(招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、<u>取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 (省略) 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 (省略) 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役その他の役付取締役</u>各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 取締役会は、<u>取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 35 条 (省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 35 条 (省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2018 年 12 月 18 日 (予定)

定款変更の効力発生日

2019 年 4 月 1 日 (予定)

以 上